

基準該当生活介護事業における運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置した社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央（以下「事業所」という。）において実施する基準該当生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、事業の実施に当たっては、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、レクリエーション等を適切に行うものとする。

- 2 事業に当たっては、利用者の必要な時に必要な生活介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の相談支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- 4 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人青森市社会福祉協議会青森市中央
- (2) 所在地 青森市本町4丁目1番3号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤1名（生活相談員・介護員と兼務）
職員及び業務の管理を行う。
- (2) 生活相談員 常勤2名（介護職員と兼務）
利用者の支援計画並びに他職種との業務の連絡調整を行う。

- | | |
|-------------|---|
| (3) 看護職員 | 常勤2名、非常勤1名（機能訓練指導員、介護職員と兼務）
利用者の健康状態の確認及び日常生活上の保健指導を行う。 |
| (4) 介護職員 | 常勤8名、非常勤3名（うち2名生活相談員と兼務、うち3名看護職員、機能訓練指導員と兼務、うち1名調理員と兼務）
利用者の介護及び入浴介助等各種サービスの提供を行う。 |
| (5) 機能訓練指導員 | 常勤2名、非常勤1名（看護職員、介護職員と兼務）
利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練 |
| (6) 運転手 | 非常勤1名
運転手は、送迎務等を行う。 |
| (7) 調理員 | 常勤2名、非常勤2名（うち1名介護職員と兼務）
調理員は、調理業務等を行う。 |

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日は、月曜日から土曜日までとする。（ただし、12月31日から1月3日までを除く。）
- （2）営業時間は、午前8時00分から午後5時00分までとする。（ただし、サービス提供時間は午前9時30分から午後4時30分までとする。）

（生活介護の利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、35名とする。（介護保険30名、生活介護5名程度）

（生活介護の内容）

第7条 生活介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）支援計画の作成
- （2）健康チェック 観察、予防、健康管理を行う。
- （3）入浴サービス 入浴に関する支援を行う。
- （4）給食サービス 安全な食材を調理し、食事を楽しんでもらうように心掛け、また必要な方には食事介助も行う。
- （5）介護サービス 利用者に添った介護を提供する。
- （6）レクリエーション活動 体操、ゲーム、創作活動等を行う。
- （7）外出 支援計画に基づいた外出を行う。
- （8）苦情・相談・助言に関すること

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、生活介護を利用した際は、利用者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない生活介護を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る食材料費 1食につき500円

(2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用で支払った利用者又はその扶養義務者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、青森市(青森市浪岡は除く)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者はほかの利用者の権利を尊重し多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(1) サービス利用者は風紀秩序を乱し、又は衛生上有害と認められる行為がないようにすること。

(2) 火気、凶器、その他危険物を携帯しないこと。

(3) 医師から入浴について注意事項等がある場合知らせること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 現に生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないものとする。職員でなくなった後においても同様とする。

3 事業者は、他の福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した生活介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者へ周知徹底する
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止責任者の選定
 - (4) 成年後見背戸の利用支援
 - (5) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等障がい者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを青森市に通報するものとする。

(職員の研修)

第16条 事業者は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

(諸記録の整備)

第17条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する基準該当生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、基準該当生活介護等を終了した日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する事項)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。